平成２９年（フ）第８９０４号
東京都荒川区西日暮里２丁目18番４号　小川ビル６Ｆ
破産者　株式会社ヴィジョンクリエステージ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０３４号
神奈川県横浜市泉区新橋町915－３、開始決定時の住所神奈川県横浜市栄区飯島町1396－４
破産者　伊藤　　隆
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５５号
東京都墨田区八広１丁目１－１－901
破産者　本園　英久
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４４４号
東京都中野区白鷺３丁目２－６－635、開始決定時の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町３丁目２－８－101
破産者　池畑　　緑
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４２５号
東京都練馬区高野台２丁目18－９
破産者　藤本　和久
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９号
東京都港区芝浦１丁目４－11－703、開始決定時の住所東京都台東区谷中３丁目12－７
破産者　堀池　信史
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８５２号
東京都江戸川区春江町５丁目30－８－203
破産者　吉野　　誠
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６７４号
東京都杉並区松ノ木２丁目17－21、開始決定時の住所東京都杉並区松ノ木３丁目19－11
破産者　菅沼　志朗
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７９５号
東京都中央区銀座２丁目８番８号
破産者　株式会社イ・エム・エム・イ
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９００６号
東京都杉並区久我山３丁目24番９号
破産者　株式会社フリージャパン
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０１０号
さいたま市桜区大字大久保領家578番地８、破産手続開始時の住所さいたま市西区大字中野林306番地
破産者　大島　孝之
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６５号
北九州市八幡西区東王子町12番23－201号
破産者　大西　裕子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８３２号
広島県東広島市八本松町吉川1087番地２
破産者　金丸　明文
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４８号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目15番３号
破産者　藤元　舞子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５２号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目１番３号医療法人和敬会平和台病院、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町新富625番地１
破産者　松元信一郎
法定代理人成年後見人　中島　賢悟
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第７５４号
宮城県多賀城市浮島字沢前20番地の１　フィオーレＡ103、従前の住所福島県郡山市町東１丁目88番地　ノーブルハイツⅠ－Ａ102号
破産者　酒井　恵太
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係